

1 計画の主旨

ヒートアイランド現象は都市化の進展に伴い、都市中心部に建築物や道路、人口等が集中した結果、人工排熱や人工構造物への蓄熱が増加し、都市中心部の気温が郊外より高くなる現象であり、近年、大都市圏において顕著になってきたものである。

大阪府域では地球温暖化による影響と地域的なヒートアイランド現象が相まって、その高温域が大阪市内に留まらず、郊外の住宅地域へと広がりつつある。

ヒートアイランド現象に伴う都市の高温化により、生態系の変化など動植物への影響だけでなく、人体への直接的な影響として、熱中症や寝不足、ストレスの増加など、様々な健康への影響が懸念されている。

さらに、ヒートアイランド現象は、「住みやすさ」や「働きやすさ」、「訪れやすさ」など、都市環境としての質、すなわち「大阪の都市格」の悪化を招いており、「住みにくい大阪」というマイナスイメージは、経済的にも大きな損失となりかねず、この現象を緩和するための対策を早急に講じていくことが、喫緊の課題である。

しかし、ヒートアイランド現象は、何十年にもわたる都市化とエネルギーの大量消費の結果として現れてきた環境問題であるだけに、その解決のためには、都市構造の見直し、エネルギー大量消費型社会からの転換も見据えた総合的な対策を計画的に実施していく必要がある。

また、ヒートアイランド問題は、地球温暖化問題と同様、都市に生活するすべての主体がかかわる問題である。そのため、その対策の遂行には、行政、事業者、府民ひとり一人がその役割を十分認識し、連携・協力して取り組んでいく必要がある。

このため大阪府では、平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」においてヒートアイランド対策への取り組みを施策の柱として位置付けるとともに、平成14年12月に、庁内に「大阪府ヒートアイランド対策推進会議」を設置し、全庁的な取り組みを開始した。また、平成15年6月には「大阪府ヒートアイランド対策検討委員会」を設置し、学識経験者からの意見を聞きながら、中・長期的な視点に立った対策の基本的な方向や当面取り組むべき対策について検討を重ねてきた。本計画はその結果をとりまとめたものである。

なお、ヒートアイランド現象については定量的な解明が十分になされておらず、抜本的な対策技術が確立されていないことから、本計画は、今後の府域のヒートアイランド現象や都市化の状況、ヒートアイランド対策技術の開発状況等を踏まえつつ、府民等に適切に情報の提供を行い、課題や問題の共有化を図りながら、2010（平成22）年度を目途に見直しを行うこととする。